廃棄物処理法改正のポイントと留意点

BUN環境課題研修事務所
長岡（ながおか） 文明（ふみあき）

善良な排出事業者に対する過度な負担ない運用に期待

誤解の多い政省令改正事項に着目

昨年5月に改正廃棄物処理法が公布され、政省令に関しては10月～11月にパブリックコメントが行われた。本稿執筆時点では、政省令は公布されていない。当然、施行・運用通知もなされてはいない。そのため、排出事業者、処理業者、行政担当者の中には、不安、混乱が生じている。「本当に、このままで11年4月から運用できるのだろうか。それまで、どのような準備、心構えでいればよいのか」といったところである。

何の助けにもならないかもしれないが、未だに不明な点や、誤解が多い政省令改正事項を中心に、以下に取り上げてみた。

1、政令市の許可

担当者の中には「4月以降は県の許可になり、政令市の許可は失効するので、政令市の許可は取らない方がよい」と短絡的に考えている人もいるやに聞く。これは大きな誤解であり、廃棄物処理法では最も重い違反の一つである「無許可」を誘発することにもなるので、軽はずみな言動は厳に慎むべきであろう。

まず、4月以降も政令市の許可が継続する（前述の通り、正式な政省令は公布されていないことから、あくまでもパブリックコメントの提示案によれば、という著者の推察である。以下同）パターンを整理してみよう。

(1)政令市のエリア内で積替保管を行う。

(2)一つの政令市のエリア内だけで収集運搬が完結する。

(3)政令市のエリア内で中間処分、最終処分業を行う。

これについて、福島県と福島県内の政令市である郡山市、いわき市を例に取り、具体的に説明してみる（図参照）。

現行は、産業廃棄物の収集運搬に関しては、廃棄物処理法政令市は、いわば「都道府県から独立した」形となっていたので、いくら福島県の許可を取っていても、郡山市内では効力がなく、したがって、別途、郡山市の許可が必要であった。

これが4月からは「原則」福島県の許可だけで郡山市内でも産業廃棄物の収集運搬が行えることになる。しかし…。

(1)政令市のエリア内で積替保管を行う。

郡山市内に積替保管施設を収集運搬業者が設置していた場合は、引き続き郡山市の許可が必要、ということである。

ここで、重箱の隅をつつくような話ではあるが、現実的に非常に煩雑なケースも発生する。

収集運搬業者A社は、廃プラスチック類と汚泥を扱うが、郡山市内では廃プラスチック類だけ積替保管を行い、汚泥は積替保管は行わない。この時、郡山市内で行う汚泥の収集運搬に関しては、郡山市の許可か、福島県の許可で行うのか。

これはおそらくは、郡山市の許可だと思われるが、一方、排出事業者B社が他県にあり、郡山市内へ汚泥の収集運搬を委託する場合、委託契約書に添付すべき契約書の写しが、妥当なものかの判断はB社は自分では、つきかねることになる。

今までは、「郡山市内へ汚泥を運ぶ」というのであれば、郡山市の許可が必要である、ということはすぐわかった。

しかし、前述の例では、B社の汚泥は積替保管を行わずに収集運搬されるわけであるから、A社の福島県の許可証が提示されれば、当然、それでよいものと思ってしまう。

収集運搬業者A社が郡山市内で廃プラスチック類の積替保管をするかどうかということは、排出事業者B社にとっては、全く関係のない話なのに、それを知らないと、B社が委託契約書に添付すべき許可証の判断が着かないなどということも生じる。

(2)一つの政令市のエリア内だけで収集運搬が完結する。

この単純なパターンは、「排出事業者は郡山市にあり、処分業者も郡山市にある。収集運搬業者C社は、この業務しか行わない」という地域密着の業者である。

もちろん、将来的（許可更新等の機会が到来したときなど）には、誰も好きこのんで「郡山市内でしか仕事はしないから郡山市の許可を取得したい」などと自ら制限する人は少なく「他の市町村でも商売をする（かもしれない）ので、福島県の許可を取る」との人が大多数と思われる。

パブリックコメントにある表現の「二の政令市の区域を越えて収集又は運搬を行う場合には、当該政令市の区域を管轄する都道府県知事が行うこととする」の逆説である「一の政令市の区域を越えずに収集運搬を行う場合には、引き続き当該政令市の許可」は、現実的には、ほとんど意味をなさないと思う。

しかし、せこい話であるが、「いくら県1本の許可に集約されて便利になる」と言っても、例えば、「福島県の許可が11年4月5日で期間満了し、郡山市の許可は更新したばかりで16年3月20日までの期間」、などの業者にとっては、「郡山市の許可が失効するのはもったいない」と感じるだろう。

既存の許可は有効期限までは、原則的に有効であると考えられることから（環境省が自治体宛に発出した昨年10月7日付け事務連絡の案では、県域で包含する許可を取得した時点で政令市の許可は失効、としているようなので厳密には正しくないかもしれないが）、現在、政令市である郡山市といわき市の間で、行われる収集運搬行為についても、引き続き政令市の許可で行われるものもあると思われる。

(3)政令市のエリア内で中間処分、最終処分業を行う。

郡山市内では収集運搬の積替保管は行っていないが、中間処分業の許可E社（たとえば、廃プラスチック類の破砕）を行っていて、そこにE社が運び込む時の許可は、収集運搬については、福島県の許可、中間処分業については郡山市の許可となる。

このように「一例」を挙げてみたが、バリエーションとしてはまだまだありそうであり、おそらく、激変緩和のための経過措置も規定されると思われることから、自社が関係する産業廃棄物処理業の許可については、引き続き注意していく必要がある。

冒頭で書いた通り、短絡的に「もう、政令市の許可は不要」という判断は極めて危険である。

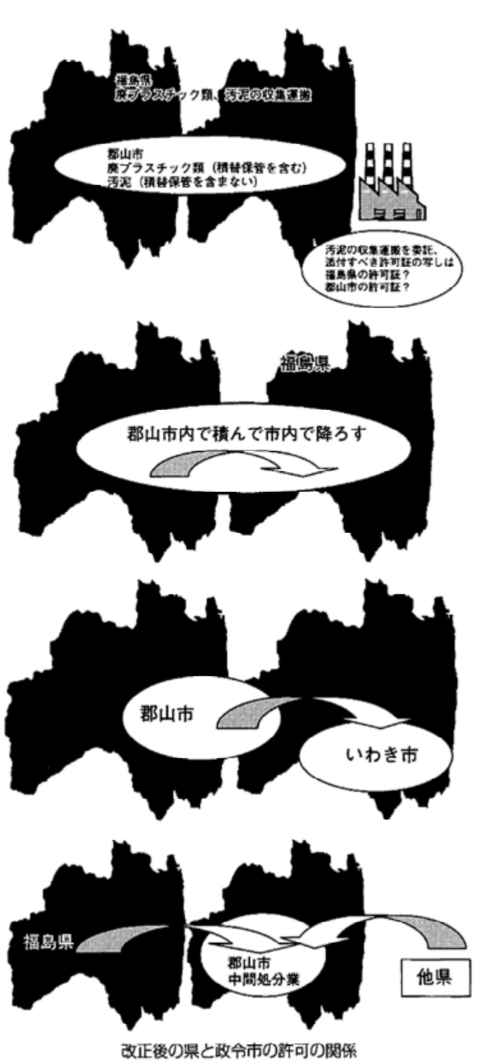

改正後の県と政令市の許可の関係

（福島県のケース）

2、ギブアップの通知のあり方

正式な呼称は「処理困難通知」であり、処理業者側は第14条第13項等（新規条文、最高刑懲役6月）、排出事業者側は第12条の3第8項（第12条の3第7項改正、直接的罰則はないが措置命令の対象になり得る）で規定された制度である。

この制度、法律の規定とパブリックコメントの提示案では「微妙に」異なっている。

と言うのは、条文では、ギブアップ通知を受けた排出事業者の対応は、マニフェストが返ってきているかどうかは問題ではない。

ところが、パブコメでは「マニフェストの写しを受けていない処理業者から処理困難通知を受けたときは（後略）」と記載してある。

これでは、この条文を新たに作った意味がない。

なぜなら、排出事業者は今までも「マニフェストの写しが返ってきていない」、「虚偽のマニフェストが返ってきた」時は、「適切な措置（表現としてはギブアップ通知を受けた時と同じ）」をしなければならないことは規定されていたのであるから。

さらに、改めて考えると、「では、マニフェストの写しが返ってきていたら、処理業者が処理困難になっていても排出事業者は何もする必要はないのか」という根本の問題に突き当たる。

一方で、環境省がこのような表現を取らざるを得なかったのだろうという推測もできる。それは次のような要因である。

「処理困難となったからと言って、では、どの程度前までの排出事業者に通知しなければならないのか」

直接的に処理が困難となり、未処理の産業廃棄物の排出事業者は理屈が通る。しかし、ギブアップしてしまう業者の多くはルーズな管理が多く、積み上げられた産業廃棄物の「底の方の物」は何カ月前の誰のものかもわからなくなってしまっている。

では、契約書が有効な排出事業者には全員通知しなければならないのか。1週間前、1カ月前程度ならまだわかる。しかし、まともに運営していた1年前、5年前に受け入れた排出事業者にもギブアップ通知は出さなければならないのか。

それを受けた排出事業者の対応もまた困惑するだろう。

「契約は継続していたものの、現実には3年前に1㌧程度委託しただけであり、その時はマニフェストも返ってきていた」このような排出事業者にも第12条の3第8項の規定を適用していくのか、たしかに検討の余地はあるように思われる。

前述、後述どちらも矛盾なく、しかも、せっかく作った新制度が制度設計者の意図する方向に、また、善良な排出事業者への過度な負担なく運用されるよう、今後の対応に注目していく必要がある。

3、定期検査

処理施設の5年ごとの定期検査も規定されたが、現実的な内容等がなかなか不明であり、また、自治体によっては手数料等の徴収も検討しているところもあると聞く。

一方、設置者側としては、検査が義務付けられるだけでも新たな負担であるのに加えて、直接金銭的負担まで強いられてはたまらないという思いも理解できる。

実際、この制度が行われれば、検査を行う行政側の負担も相当なものである。まず、検査を行う人材の確保が必要である。最終処分場や焼却施設を現場検査できる知識技能は一朝一夕で培えるものではない。

おそらく、経験年数3年以上の科学系の技術職員が担当することとなろうが、今後継続してこの制度を維持するためには、定期的な研修等を行い、常に人材を養成していく必要があろう。

現在、定期検査の対象となる最終処分場と焼却施設は全国に6千ほどある。これをざっと計算すれば1自治体当たり、1カ月に1施設は検査して行かなくてはならない。

6千施設÷5年÷12カ月÷100自治体＝1

すべての施設が「検査、即、合格」とはならず、中には不適合な個所、施設も出てこよう。

これらについては、当然ながら改善指導や指導に従わない施設については、行政処分を視野においた業務が発生する。

こういった業務量を推察すると、検査手数料は数万円などというレベルではなく、何百万、何千万でもおかしい額ではない。

それをすべて検査手数料で賄うのが妥当とは思わないが、検査を行う自治体にとっても相当の新たな業務が追加されることは確実である。制度が作られた限りは、人員や財政上のバックがなければ実効性が疑問視される。

4、建設系廃棄物の取り扱い

政省令にかかわる事項で、建設系廃棄物の取り扱いがある。新たに制度化される「保管届出」や「下請の許可不要でやれる範囲」等については、いろんな場所でその分野の専門家の方々がコメントをしていることから、それらを参考にして頂きたい。

私個人としては、法令の規定と昨年5月20日付で環境省から発出された事務連絡の齟齬が解決できずにいる。

政省令事項ではないが、欠格要件の運用等も不明な点もある。例えば、新制度では連鎖が適用されず欠格者にならずに済むケースで、過去において欠格者となってしまい、それが継続している人物の救済の対応等もあろう。

4月からの施行に向け、排出事業所、許可業者、現場の行政担当者に不安、混乱が出ないよう、今後のさらなる説明、運用通知が待たれるところである。

平成23年1月12日
環境新聞